

「保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則」のお知らせ

<本件に関するお問い合わせ先>

エイアイジー・スター生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル **0120-160-414**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00(日曜日、祝日、年末年始を除く)

*お電話の際には、保険証券番号をご準備ください。

*個人情報保護のため、ご契約者(年金受給中契約の場合はお受取人)ご本人様からお電話をお願いします。

※本特則の適用につきましては、特段のお手続きは必要ございません。また、本特則の適用による保険金額や保障内容、保険料の変更も一切ございません。

平成 22 年 1 月作成
エイアイジー・スター生命保険株式会社

「保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則」のお知らせ

本特則の対象となるご契約

平成22年3月1日以前に締結された保険契約に対し適用いたします。ただし、以下の保険契約につきましては、平成22年1月1日以前に締結された保険契約に適用いたします。

- ・無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建、ユーロ建、英ポンド建、豪ドル建、円建）

本特則の適用による主な変更点および適用日

（1）保険金等のお支払時期等に関する事項（平成22年3月2日より適用）

保険金等のお支払に際し、従来は、請求書類が会社の本店に到達した日から1週間以内にお支払いすることとしておりましたが、今後は、請求書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いすることに変更いたします。なお、お支払いに係る確認等を要する場合には次のとおり新たに期間を規定します。

①事実の確認を要する場合

→45日以内をお支払い期限とします。

②事実の確認を行うために、弁護士法に基づく照会や捜査機関への照会、日本国外への確認等、特別な照会や調査が必要な場合

→180日以内をお支払期限とします。

(2) 重大事由による解除に関する事項（平成22年3月2日より適用）

保険金の受取人に詐欺行為があった場合に加え、詐欺行為の未遂があった場合や、会社との信頼関係を損ない保険契約の存続が困難となる場合も、重大事由による解除対象とするよう変更いたします。

(3) 保険金の受取人による保険契約の存続に関する事項 （平成22年4月1日より適用）

質権の設定がされている保険契約などで、保険契約者以外の解除権者（債権者等）が当該保険契約を解約する場合、解約する旨の通知が会社に到着してから1ヵ月経過後に効力が生じるようにお取り扱いいたします。なお、この1ヵ月間に保険金の受取人が当該保険契約の解約返戻金相当額を解除権者に支払うことで、解約請求の効力は生じず保険契約を継続することが可能となります。

※注：これら変更点の詳細につきましては、「保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則」をご覧ください。

その他

平成22年3月2日以降に、復活のお取扱いが可能な失効契約を復活する場合および有効中のご契約に所定の特約を途中で付加する場合には、そのご請求をお出しいただいた時点で、別途「保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則（復活・特約の中途付加用）」をお渡しします。

本特則は保険証券等とともに大切に保管して下さい。

保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則

第1条（この特則の適用）

この特則は、保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、つぎの保険契約に適用し、普通保険約款および特約（以下「約款等」といいます。）に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

1. 平成22年1月1日前に締結された、つぎの保険契約
 - (イ) 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建）
 - (ロ) 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（ユーロ建）
 - (ハ) 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（英ポンド建）
 - (ニ) 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（豪ドル建）
 - (ホ) 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（円建）
2. 平成22年3月2日前に締結された、前号に定める保険契約以外の保険契約

第2条（適用日）

この特則の適用日は、平成22年3月2日とします。ただし、第5条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定は、同条第1項の解約の通知が保険法の施行の日以後に会社に到達した場合に適用します。

第3条（保険金等の支払時期および場所）

- ① 保険金（給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下本条において同じとします。）は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑥ 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定は、解約返戻金の払い戻しについて準用します。

第4条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該保険契約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。この場合、給付の名称の如何を問いません。）または保険金の受取人が当該保険契約の保険金（給付金および保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

2. 当該保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 約款等において、「他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」を事由として定めている場合は、その事由に該当したとき
 4. 当該保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、当該保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金（給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、本項、次項および第5条（保険金受取人による保険契約の存続）において同じとします。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって当該保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 前2項の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。また、指定代理請求人の指定がある場合には、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知します。
 - ④ 当該保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第5条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力

が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、かつ、当該支払事由により保険契約が消滅する場合で、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の範囲内で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

- ④ 約款等において、被保険者の死亡または高度障害状態を支払事由とし、それによる保険金の支払を複数回にわたって行う旨を定めている場合には、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が第1回目の保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の範囲内で、第2項本文の金額を債権者等に支払い、以後つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第1回目の保険金の支払額が、第2項本文の金額を満たす場合
第1回目の保険金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払い、第2回目以後の保険金の支払については、当該約款等の規定を適用します。
 2. 第1回目の保険金の支払額が、第2項本文の金額を満たさない場合
当該約款等の規定にかかわらず、第2回目以後の保険金は、第1項の解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に、当該約款等に定める方法により一括して支払うこととし、当該支払うべき金額の範囲内で、第2項本文の金額から第1回目の保険金の支払額を差し引いた金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、生存給付金（無事故給付金、生存祝金、教育資金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。）の支払事由が生じたときは、当該支払うべき金額の範囲内で、第2項本文の金額を債権者等に支払い、以後つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 生存給付金の支払額が、第2項本文の金額を満たす場合
生存給付金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、生存給付金の受取人に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。
 2. 生存給付金の支払額が、第2項本文の金額を満たさない場合
第2項本文の金額については、当該金額から生存給付金額を差し引いた残額とします。
- ⑥ 第1項の解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過する日までに、年金開始日が到来する場合には、第1項の解約は、解約の通知が会社に到達した日にその効力を生じます。
- ⑦ 自動引出特約を付加した契約について、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、自動引出日が到来した場合には、会社は、自動引出額を債権者等に支払います。この場合、第2項本文の金額については、当該金額から自動引出額を差し引いた残額とします。